

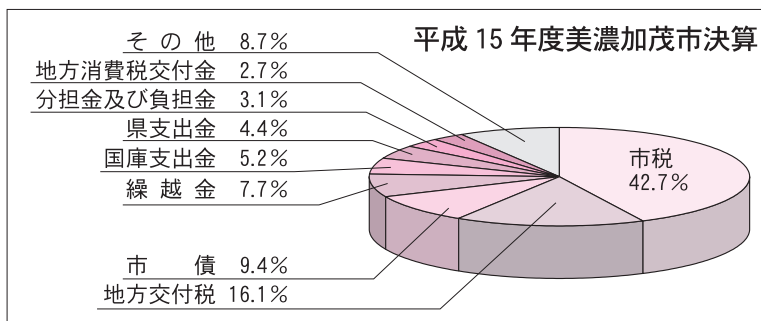
あなたの納めた税金が暮らしに役立っています

税金は、なぜ必要でしょうか

皆さんの暮らしは、国や県、市町村からのさまざまな公共サービス（以下サービス）を受けています。

例えば、生活に欠かせない道路や上下水道などの公共施設の整備、教育、社会保険などがそのサービスにあたります。

さて、こうしたサービスを支えるには財源が必要です。皆さんから納めていただいた市税が財源に占める割合は、下のグラフのとおりです。



憲法が定めた「納税の義務」

憲法第30条では、納税の公平さを期すため、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と定めています。

これがいわゆる納税の義務の規定で、「勤労の義務」、「教育の義務」とともに「国民の三大義務」と呼ばれています。

これらの三大義務は、私たちが安全で豊かな暮らしを送ることができするための基本的な要素といえます。

このうち納税の義務は、前述したサービスを維持するための財源として、きわめて大切な役割を果たしています。

●納税に困ったときは・・・

市税の納期限は、固定資産税とか市民税といった税目ごとに定められていますが、災害や疾病など特別な事情により、期限までに納付が困難になることもあります。

私たちの市税は
豊かな社会を
築きま



こうしたときは、納税期間を1年延長することができます。ただし、一定の要件を満たした場合に限られていますので、税務課にご相談ください。

●税金を滞納されると・・・

納税の猶予などの正当な理由もなく税金を滞納されると、市税の賦課徴収について規定する地方税法では、

「督促状を発送した日から10日を経過する日までに完納しないときは、財産を差し押さなければ

ならない」としています。

ほとんどの納税者が納期限までに市税を完納されている中、正当な理由もなく市税を滞納する納税者について、市では納税の公平さを保つために、不動産や給料、預金などを差し押さざるをえません。

市民の皆さんに、より良い公共サービスを提供するために、市税の納付にご理解とご協力をお願いします。